

## ◆有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成30年1月末			平成31年1月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	599	635	36	599	638	38
その他	6,326	6,544	218	6,617	6,831	214
合計	6,925	7,180	254	7,217	7,470	253

(注)1 有価証券の時価は1月末日における市場価格等に基づく時価としています。  
2 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。

## 社会的責任 と 貢献活動

当JAは、営農・金融・共済・経済などの各事業活動を通じて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を目指すとともに、広く地域の経済・社会の健全な発展に向けた取り組みを推進しています。また、事業サービスの提供のみにとどまらず、高齢者支援・食農教育・環境保全・教育文化活動などを通じて積極的に「地域の活性化」(＝社会貢献)に努めています。

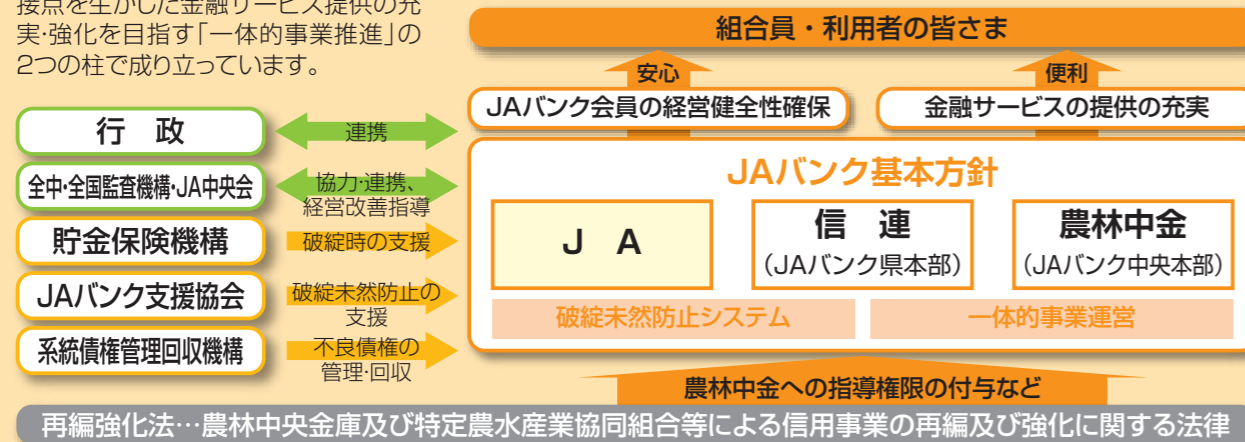
- 民謡、大正琴、社交ダンスなどのサークル活動や健康教室の開催
- 「1支店1協同活動」による地域交流、グリーン作戦による地域の清掃活動
- 直営店1ヶ所を含む管内6ヶ所に農産物直売所の設置、管内小学校学校校田の総合学習支援等
- ローン相談会、農業税務研修会の開催
- 年金友の会や、共済「かがやきの会」などの利用者ネットワーク活動
- JA広報誌「てん、てん、てん」等の発行やホームページによる情報提供

**安心バンク、JAバンク** 万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。

## JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA・信連・農林中央金庫が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。



## JAバンク・セーフティーネット

### 貯金保険制度

- 貯金者を保護するための国の公的な制度で、貯金保護の範囲は銀行等が加入する「預金保険制度」と同じものです。貯金業務を取り扱う全てのJA・県信連・農林中央金庫などが加入しています。

### 破綻未然防止システム

- 全国のJAバンクが協力して個々のJAを支援する、独自の制度である「相互援助制度」を一層充実・強化しています。
- 「破綻未然防止システム」とは、JAの経営状況のチェック(モニタリング)、経営改善への取り組み、「JAバンク支援基金」によるサポートを行う仕組みです。

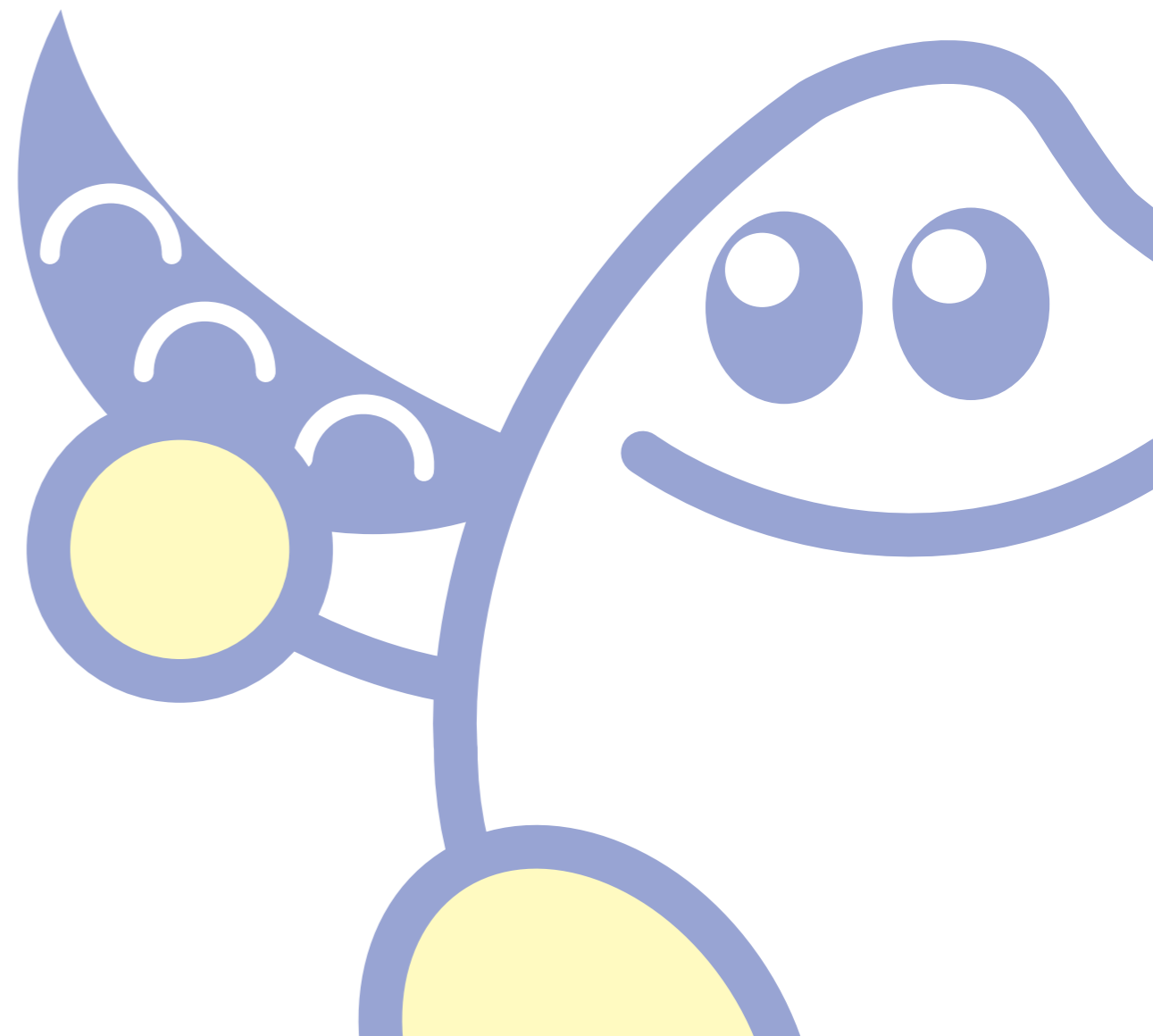
「JAバンク・セーフティーネット」とは、公的制度である「貯金保険制度」と、JAバンク全体で経営健全性を確保する取り組みである「破綻未然防止システム」によって、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けする仕組みです。

# 平成30年度 JA越後さんとうの経営内容

ミニディスクロージャー誌

概要(平成31年1月31日現在)

本店所在地	新潟県長岡市大野249番地
設立	平成13年2月1日
総資産	92,451百万円
出資金	2,589百万円
組合員数	10,153人(正組合員 6,207人、准組合員 3,946人)
職員数	271人(うち臨時職員36人)



越後さんとう農業協同組合

〒940-2305 新潟県長岡市大野249番地

電話番号 0258-41-2880(代表)

URL <http://ja-echigosantou.or.jp>

# 経営理念

## ●環境に優しい未来農業をめざして

環境保全型農業の振興を通じて、安心・安全な農産物の生産と緑豊かな地球環境を守り、人と自然の調和を図り、自然やゆとりのある地域社会の創造をめざします。

## ●地域とともに、地域社会との共生

協同と相互扶助の精神に基づき、地域協同組合として組合員はもとより地域住民の多様なニーズに対応することにより地域とともに発展する、地域に開かれたJAとしての事業・運営方式に取り組みます。

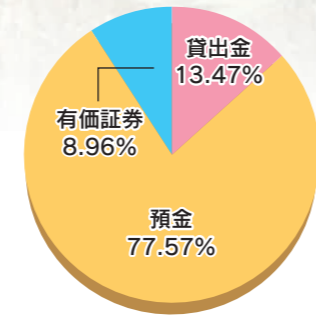
## ◆主要勘定残高の状況

(単位：百万円)

	平成29年1月末	平成30年1月末	平成31年1月末
貯金	81,753	81,806	83,262
貸出金	12,589	11,780	11,172
預金	62,544	62,517	64,345
有価証券	6,680	7,144	7,431

各種貯金キャンペーンの展開を行い、貯金残高は前年比1.4億円の増加となりました。また、貸出金については約定・繰上償還が新規実行額を上回り、前年比6億円の減少となりました。有価証券は、中長期的な収益確保を目的に購入しています。

### 資金運用構成

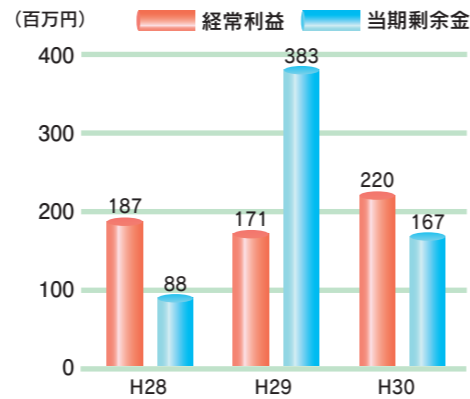


■ 貸出金 ■ 預金 ■ 有価証券

## ◆収益の状況

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業総利益	2,047	1,987	2,042
信用事業総利益	540	532	536
経常利益	187	171	220
当期剰余金	88	383	167

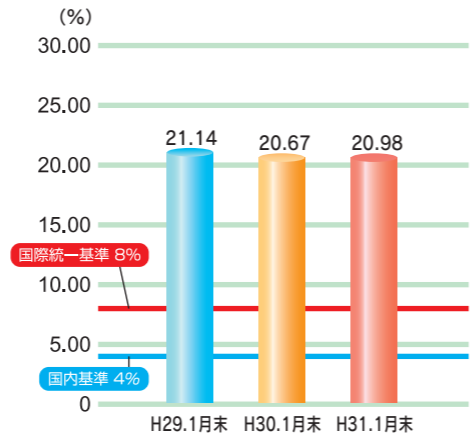


## ◆自己資本比率の推移

(単位：百万円)

	平成29年1月末	平成30年1月末	平成31年1月末
自己資本の額(A)	6,471	6,807	7,123
リスク・アセット(B)	30,601	32,917	33,940
自己資本比率(A)/(B)×100	21.14%	20.67%	20.98%

自己資本比率とは、リスク・アセットに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標です。当JAの自己資本比率は20.98%と、国内基準4%および国際統一基準8%を大きく上回っており、引き続き高い健全性を維持しています。



### 自己資本比率の算出方法

出資金や利益剰余金等の自己資本の総額を「分子」に、損失が発生する可能性のある資産の総額(リスク・アセット)を「分母」として計算しています。  
※リスク・アセットとは、資産を危険度に応じたリスク・ウェイト(掛目)により資産を再計算した額の総額です。(例:現金、国債等はリスク・ウェイト0%、農業信用基金協会保証付貸出はリスク・ウェイト10%となります。)

## ◆リスク管理債権残高の推移

(単位：百万円)

	平成30年1月末	平成31年1月末	増減
破綻先債権	—	—	—
延滞債権	85	77	△7
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
合計	85	77	△7

リスク管理債権とは、元本、利息の返済が正常でない貸出金の総称であり、いわゆる不良債権のことです。リスク管理債権額は回収の進捗により残高が減少し、前年比7百万円の減少となりました。リスク管理債権比率(対貸出金残高)は前年比0.02ポイントの改善にとどまり、0.7%となりました。

### 用語の説明

- 破綻先債権** 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て、又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
- 延滞債権** 未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
- 3カ月以上延滞債権** 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権** 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものをいいます。

## ◆金融再生法開示債権と保全の状況

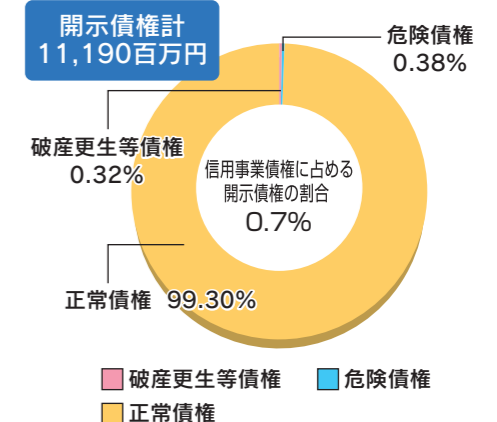
厳格な自己査定を実施し、貸出金等資産の回収の危険性または価値の毀損の度合いの程度に応じて担保・保証等による保全のない債権に対しては、資産の償却・引当基準に基づき適正に引当処理を行っています。

(単位：百万円)

自己査定と保全の状況					金融再生法開示債権		リスク管理債権	
債務者区分	残高 A	担保等保全額 B	貸倒引当金 C	保全率 (B+C)÷A	区分	残高	区分	残高
破綻先	—	18	17	100.00%	破産更生等債権	36	破綻先債権	—
実質破綻先	36						延滞債権	77
破綻懸念先	42	38	3	100.00%	危険債権	41	3カ月以上延滞債権	—
要注意先	(うち要管理債権)	(—)	(—)		要管理債権	—	貸出条件緩和債権	—
	要管理先	—	—				小計	77
その他要注意先	450			(注)正常先、要注意先に対しては税法上の繰入限度額により引当を行っています。	正常債権	11,112		
正常先(地公体等を含む)	12,184				合計	11,190		
合計	12,712							

### 用語の説明

- 破産更生等債権** 金融再生法に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」のことで、破産・会社更生・再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 危険債権** 債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権** 「破産更生等債権」及び「危険債権」を除く3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。
- 正常債権** 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして前段の「破産更生等債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。



(注)記載金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しており、単位未満については「0」で表示しています。そのため、合計欄、増減欄等が一致しないことがあります。